

7月2日(日)
午前7時～午後8時

兵庫県知事選挙

7月2日(日)は兵庫県知事選挙の投票日です。投票時間は午前7時～午後8時。あなたの大切な1票を忘れずに投票しましょう。詳しくはコールセンター(裏表紙参照)へ。当日は市のホームページで投票・開票速報を行います。

投票できる人

投票するには本市の選挙人名簿に登録されていることが必要です。今回の選挙で名簿に登録されているのは、▽平成11年7月3日までに生まれた(投票日現在18歳以上)▽今年3月14日までに本市の住民基本台帳に登録され、引き続き市内に住んでいる1人です。また、兵庫県内へ転出した人は、市区町の長が発行する「引き続き県内居住証明書」が必要になります。

郵便等による不在者投票

身体に重度の障害がある人や介護保険の要介護者に認定されている人で、表1に該当する人は、自宅や療養先などから「郵便等による不在者投票」ができます。これには「郵便

等投票証明書」が必要です。

◆代理記載制度 表1と表2

2に該当する人は、郵便等による不在者投票を代理人(選挙権のある人に限る)が記載して投票することができます。この場合、あらかじめ市選挙管理委員会へ該当者であることを証明する手続きや代理記載人の届け出をすることが必要です。詳しくは市選挙管理委員会 ☎6489・6774へ。

期日前投票

投票日に仕事や旅行などで投票所に行けない人は、6月16日～7月1日午前8時30分～午後8時に、市役所南館1階ロビーか塚口さんさんタウン2番館2階住宅集会所、社協会館で、期日前投票ができます。投票所整理券が届いていなくても、本人であることが確認できれば投票できます。

表1 郵便等による投票ができる障害の程度など

種類	障害などの種類	等級など
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害	1・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1・3級
	免疫・肝臓機能の障害	1～3級
介護保険被保険者証	要介護状態の人	要介護認定5
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別～第3項症

表2 代理記載制度を利用できる障害の程度など

種類	障害の種類	等級など
身体障害者手帳	上肢・視覚の障害	1級
戦傷病者手帳	上肢・視覚の障害	特別～第2項症

不在者投票

仕事や旅行で遠方に滞在するなどとして、投票日当日の投票や期日前投票ができない人は、国内の滞在地の選挙管理委員会へ投票できます。本市の選挙管理委員会に「不在者投票用紙等請求書兼宣誓書」で投票用紙を請求し、滞在地などの選挙管理委員会へ点検を受けて投票してください。同請求書兼宣誓書は、各市区町村の選挙管理委員会にあります。

不在者投票ができる指定病院などに入院・入所している人は、その施設内で投票できます。

投票所整理券

投票所整理券は投票の日や場所などをお知らせするものです。世帯員全員分を封筒に入れて6月中旬に住民票の所在地に郵送します。投票所整理券を持っていなくても本人であることが確認できれば投票できます。

期日前投票に行く人は、整理券の裏面に期日前投票(不在者投票用紙等請求書兼)宣誓書を印刷していますので、

記入して持参してください。

選挙公報

市内の全世帯に配布するほか、市役所中館1階市民活動推進課(市民相談担当)や各支所・サービスセンター・地区会館などにも置いてあります。

◆点字・デジ版「点字あまがさき」か「声の広報」を送付している人などには、点字やデジ版で選挙のお知らせをお届けします。それ以外で送付を希望する視覚障害者の人は県選挙管理委員会 ☎078・362・3101へ問い合わせください。

代理・点字投票

心身の障害やけなどがあがり、投票所で文字の書けない人は、投票所の係員が代理で記載して投票することができます。また、各投票所には標準点字器と車いすに座ったまま投票できる投票記載台を備えています。